

# NEWS LETTER Vol.17

5

2015

新緑がすがすがしい季節になりました。仕事も心機一転、視点を変えて新しいやり方を取り入れてみたり、無駄を見直してみてもいいのではないでしょうか？

掲載内容に関してご不明点があれば、お気軽にお問い合わせください。



**第4期徳島元気塾**  
講師 井崎貴富  
革業アドバイザー



**マネジメント・ゲーム**  
講師 西 順一郎  
西研究所所長



**相続セミナー**  
講師 税理士 川人洋一  
税理士法人アクシス代表社員



**人事労務セミナー**  
講師 社会保険労務士 櫻葉 稔  
社会保険労務士法人アクシス  
代表社員

**セミナー毎月開催中！出張研修も多数行っています。**

## ■統計でみる

『 徳島県内の中小企業従業員の給与・労働時間の状況は 』

- 新年度から始まる補助金・助成金
- 【第4期徳島元気塾】 『 生存対策・・・コスト削減と欠損対策 ～ そのための計数知識 ～ 』
- お仕事備忘録
- お仕事カレンダー
- 5月開催セミナー

### 株式会社マネジメント・スタッフ

税理士法人アクシス  
社会保険労務士法人アクシス  
川人行政書士事務所  
株式会社徳島経理代行センター  
有限会社エムエスサービス

【本社・徳島事務所】 徳島市北島田町1丁目3番地3  
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

【吉野川事務所】 吉野川市鴨島町喜来字宮北485-1  
TEL 0883-26-0182 FAX 0883-26-0187

ホームページ <http://www.m-staff.com>  
メールアドレス [ms@m-staff.com](mailto:ms@m-staff.com)

徳島県内の中小企業  
従業員の給与・労働時間の状況は？

統計で  
みる

毎月、徳島県から常用労働者の給与や労働時間の統計が発表されています。新年度に入ったこの機会に、徳島県内中小企業のここ最近の給与や労働時間の状況を見てみましょう。  
(徳島県統計戦略課 <http://www.pref.tokushima.jp/statistics/maikin/>)

業種別賃金……情報通信業 高 宿泊業, 飲食サービス業 低

【図3】常用労働者5人以上規模賃金の状況 (徳島県内)

(単位: 円, %)

産 業	きまって支給する給与		所定内給与		所定外給与
	前年 同月比		前年 同月比		
調査産業計	245,518	0.6	226,061	△ 0.9	19,457
建設業	354,776	20.8	310,007	11.7	44,769
製造業	270,791	0.4	242,852	△ 0.1	27,939
情報通信業	<b>360,782</b>	3.3	332,283	2.4	28,499
運輸業, 郵便業	227,594	△ 4.9	201,933	△ 8.1	25,661
卸売業, 小売業	190,854	△ 5.4	178,622	△ 6.1	12,232
金融業, 保険業	299,100	△ 2.8	288,750	△ 1.4	10,350
学術研究, 専門・技術サービス業	317,945	6.9	297,562	10.0	20,383
宿泊業, 飲食サービス業	<b>98,912</b>	2.8	<b>92,336</b>	△ 1.5	6,576
生活関連サービス業, 娯楽業	203,473	17.8	193,548	15.2	9,925
教育, 学習支援業	336,995	△ 3.4	<b>335,693</b>	△ 3.3	1,302
医療, 福祉	254,730	1.0	232,105	0.0	22,625
複合サービス事業	248,759	△ 3.8	243,993	△ 1.7	4,766
その他のサービス業	190,918	1.4	169,806	△ 1.7	21,112
全国(調査産業計)	261,571	0.1	241,375	0.0	20,196

では、業種別にみた賃金の状況はどうでしょうか。

右の【図3】にもあるように、**5人以上規模**では、『情報通信業』『教育、学習支援業』が他の業種に比べて高く、『宿泊業・飲食サービス業』が低いとの結果がでました。

**30人以上規模**の場合も同じような傾向がでています。

**UP!!** きまって支給する給与……常用労働者 **5人以上規模**対前年同月比 **0.6%増**  
常用労働者 **30人以上規模**対前年同月比 **1.9%増**

月にきまって支給する給与(残業代など所定外給与含む)は、常用労働者**5人以上規模**の企業では、前年同月比から**0.6%増**、常用労働者**30人以上規模**の企業では、前年同月比**1.9%増**となりました。これに対し、残業代など所定外給与を除いた**所定内給与**を見ると、**5人以上規模**では前年同月比**0.9%減**、**30人以上規模**では**1.2%増**と、別の傾向となりました。(平成26年11月時点)【図1】

【図1】事業規模別給与の状況 (徳島県内)

【事業所規模 常用労働者5人以上】

きまって支給する給与	245,518円	前年同月比0.6%増加
所定内給与	226,061円	前年同月比0.9%減少

【事業所規模 常用労働者30人以上】

きまって支給する給与	270,719円	前年同月比1.9%増加
所定内給与	245,206円	前年同月比1.2%増加

**労働時間……常用労働者5人以上**所定内⇒**2.8%減**所定外⇒**18.4%増**  
常用労働者**30人以上**所定内⇒**3.4%減**所定外⇒**4.3%増**

**5人以上規模**では、所定内給与が下がりましたが、**所定外労働時間が増加**(対前年度比**18.4%増**)【図2】したために、きまって支給する給与が増加したことが分かります。【図1】

**30人以上規模**では、**所定内労働時間は**対前年同月比**3.4%減**【図2】ですが、所定内給与が増加したため、きまって支給する給与も増加しました。【図1】

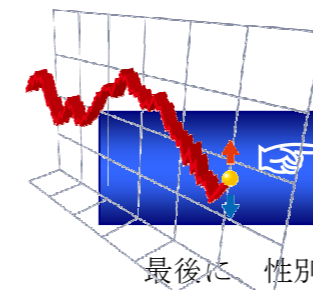
【図2】労働時間の状況 (徳島県内)

【事業所規模 常用労働者5人以上】

所定内労働時間	141.1時間	前年同月比2.8%減
所定外労働時間	10.3時間	前年同月比18.4%増

【事業所規模 常用労働者30人以上】

所定内労働時間	143.9時間	前年同月比3.4%減
所定外労働時間	12.0時間	前年同月比4.3%増



性や学歴、年齢でどれだけ賃金に差がついている？

最後に、性別や学歴、年齢の違いでどれだけ賃金の格差があるか見てみましょう。24歳時点の賃金を100とした場合、それぞれの区分ごとに、右【図4】のような結果がでています。

「**大学卒・男性**」の場合、24歳時点の「**100**」に対し、**50~54歳**で「**263**」と最も高く、「**大学卒・女性**」では**55~59歳**で「**237**」と最も高くなる結果となりました。

「**高専・短大卒・男性**」「**高校卒・男性**」では**55~59歳**でそれぞれ「**260**」「**226**」と最も高くなっています。

「**高専・短大卒・女性**」では、**50~54歳**で「**215**」と最も高く、「**高校卒・女性**」では**55~59歳**で「**184**」で最も高いという結果となりました。

性・学歴にかかわらず、生涯で賃金が最も高くなるのは、「**50~59歳**」の間となりましたが、金額については、性や学歴の違いが顕著に出る結果となりました。

【図4】性、学歴別年齢階級間賃金格差(全国平均)

(20~24歳=100)

性、年齢階級	平成26年度		
	大学卒	高専・短大卒	高校卒
年齢計	180	162	163
20~24歳	100	100	100
25~29	118	122	116
30~34	143	142	138
35~39	175	165	159
40~44	209	192	181
45~49	242	225	205
<b>50~54</b>	<b>263</b>	245	223
<b>55~59</b>	252	<b>260</b>	<b>226</b>
年齢計	125	135	129
20~24歳	100	100	100
25~29	114	114	112
30~34	131	128	125
35~39	147	144	136
40~44	176	166	152
45~49	208	188	169
<b>50~54</b>	226	<b>215</b>	183
<b>55~59</b>	<b>237</b>	212	<b>184</b>

※平成26年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)より作成

～ 返さなくてもいいお金をもっと活用を！ ～  
**新年度から始まる  
 補助金・助成金**

返さなくてもいいお金、それが補助金・助成金です。

手続きが複雑そうとか、どうせ申請してもらえないと敬遠されがちですが、一度、手続きをしてみると、意外とすんなりもらえたり、他の補助金や助成金も同じような手続きでできることが分かります。

今月号では、新年度にもらえる補助金・助成金の一部をご紹介しますので、応募要件に該当される場合は、ぜひ申請を検討してみてください。( ※もっと詳しく <http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/> )



**ものづくり・商業・サービス革新補助金**

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業へ補助  
 補助上限額 1,000万円(一般型) 5,000万円(共同設備投資)

▶ **どんな補助金？**

**革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業**に支援してくれる補助金です。例えば、こんな経費が補助されます。

- ◆設備投資やサービス・試作品の開発に係る経費(機械装置費、直接人件費、原材料費等)
- ◆クラウドなどを活用した革新的なサービスの創出に係る費用
- ◆複数の事業者が共同して、IT やロボット等の設備投資等を行うことにより、サービス・試作品の開発やプロセス改善等に取り組む場合

▶ **いくら補助される？**

かかった費用の**2/3が補助**されますが、以下の3パターンがあります。

- ◆革新的サービス⇒上限1,000万円(設備投資必要)  
 (※設備投資を伴わない場合は700万円)
- ◆ものづくり技術⇒上限1,000万円(設備投資必要)
- ◆共同設備投資⇒共同体で上限5,000万円(設備投資必要)

▶ **手続きの方法は？**

「徳島県中小企業団体中央会」のHPから、申請書類一式をダウンロードしましょう。申請書類には、どんなサービスをしたいのか、どんな試作品を開発する予定かどれくらい費用がかかるかといった計画を記載します。申請には、認定支援機関の確認書が必要ですが、当社で確認書を作成できますので、お申し付けください。申請書類は、**5月8日(金)までに郵送(消印有効)もしくは電子申請**で提出します。(持参は不可) 昨年までは、1次公募・2次公募と複数回申請する機会がありましたが、今年は一回限りです。提出書類に不備がないか、事前にしっかりチェックしておきましょう。

▶ **計画はしっかり**

申請しても、全員が補助金をもらえるわけではありません。過去の結果を見ると、4割を切っています。採択されるためにも、計画の内容・効果などを充分検討し、**より魅力的な申請書を作成**しましょう。また、申請書には、必要な経費の明細などを記載しますが、せっかく採択されても、実際に使った経費の内容や金額が変わっている場合は、補助金が下りなくなる場合があります。**計画段階からしっかり見積もり**をとり、正確な内容、金額を記載するようにしましょう。



**とくしま経済飛躍ファンド**

県内の頑張る中小企業が行う新商品・技術開発や販路開拓の経費を、資金面で支援する総額125億円のファンドです。

▶ **対象となる事業等は？**

	LEDバレイ推進枠	地域資源活用枠	農商工連携枠
<b>目的</b>	LEDバレイ構想の実現に向け、構想・行動計画に盛り込まれた各種事業に対して助成	本県特有の地域資源を活用し、競争力を有するオンリーワン産業を創造する各種事業に対して助成	安全で豊富な本県の農林水産物と、中小企業の有する優れた技術という、本県の強みを活かした農商工連携体による各種事業に対して助成
<b>助成対象事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ LED地域ブランド化</li> <li>▶ LED産業振興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新商品・技術開発支援</li> <li>▶ 創業支援</li> <li>▶ 経営支援</li> <li>▶ ブランド化支援</li> <li>▶ 人づくり支援</li> <li>▶ にぎわいづくり支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新商品・技術開発支援</li> <li>▶ 販路開拓支援</li> <li>▶ 農商工連携体支援</li> </ul>
<b>助成対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチャー企業又は中小企業</li> <li>・ベンチャー企業、中小企業又は経営革新を支援する事業を行う者</li> <li>・自ら事業を行う中小企業以外の者</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者と農林漁業者の連携体</li> <li>・連携体を支援する事業を行う者</li> <li>・中小企業以外の者と農林漁業者の連携体</li> </ul>
<b>補助率</b>	事業内容によって1/2～2/3以内		
<b>助成限度額</b>	1,000万円以内(特に認める場合は3,000万円以内)		

▶ **手続きの方法は？**

「(公財)とくしま産業振興機構」のHPから、申請書類一式をダウンロードしましょう。申請書類には、どんなサービスをしたいのか、どんな開発をする予定かどれくらい費用がかかるかといった**計画を記載**します。

なお、上記の表のうち、「地域資源活用枠」については、幅広い業種の事業が採択されていますので、左に紹介した「ものづくり・商業・サービス補助金」で採択されなかった事業も再チャレンジできるかもしれません。

とくしま産業振興機構で、個別相談会が開催される予定ですので、事前相談することも可能です。

▶ **応募時期は？**

毎年**2回募集**があります。

- ・12月～1月頃(4月スタート分)(※終了)
- ・6月～7月頃(9月スタート分)

平成27年度の第1回目は終了しましたが、第2回目も、募集される予定です。「(公財)とくしま産業振興機構」ホームページ(<http://www.our-think.or.jp/>)で、**該当時期に募集のお知らせが公表**されますので、確認してください。



## 省エネ設備を導入するとき使える補助金

省エネ設備(空調や冷蔵設備など)を導入する場合に1/2の補助を受けられる制度です。

### どんな補助金?

以下の2つの種類があります。

#### ◆最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型)

最新モデルかつ、一代前のモデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等の購入費用の1/2が補助されます。

#### ◆地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(B類型)

工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修により、一定以上の省エネ効果等が確認できる設備費・工事費等の1/2が補助されます。

### 手続きの方法は?

「(社)環境共創イニシアチ HP(<https://sii.or.jp/>)」に申請方法等が掲載されています。

また、設備メーカーや販売代理店の方が、詳細について把握されていると思われるので、購入検討段階で、補助金が活用できないかどうか、確認を行ってください。

なお、**公募期間は3/16~12/11迄**です。交付決定額が予算額に達した場合は、公募期間中であっても、申請が打ち切られる場合がありますので、**早めの申請をオススメ**します。

## 育児休業取得者の代替要員経費をバックアップ

育児休業で休んでいる従業員の代わりに、他の従業員を確保したとき、**1人あたり15万円**を受けられる助成金です。

### どんな助成金?

#### ◆中小企業両立支援助成金(代替要員コース)

育児休業(3ヶ月以上)を取得した従業員の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させたとき、もらえる助成金です。

なお、代替要員は、直接雇用する場合だけでなく、**派遣社員**に来てもらった場合でも対象になります。

### いくらもらえる?

**1人あたり15万円**です。

なお、一年度あたり10人まで、一企業あたり**5年間までが上限**です。

### まず最初にすることは?

**一般事業主行動計画**を策定し、労働局に届出しておくことが必要です。

また、育児介護休業規程は最新の法令に適ったものにしておくこと、代替要員についての規定を**就業規則に定めておく**ことも必要です。

### 法改正情報

1人あたりの支給額が30万円に拡充(現行では15万円)、また、育児休業を取得する方がパート(期間雇用者)の場合10万円加算が付くという改正案が出ています。(H27.3.24時点)

比較的使いやすい助成金でありながら、増額される見込みです。育児休業者がいる会社では、活用できないかどうか、確認されると良いでしょう。



## 契約社員やパートをキャリアアップする企業へ助成

### キャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)

パートを正社員にするときにもらえる助成金です。

### どんな助成金?

パートや契約社員を正社員に転換させた場合にももらえる助成金です。

ただし、単に正社員に転換させればもらえるということではなく、就業規則に正規雇用転換制度を規定し、制度に基づいて正社員に転換させることが求められます。

### いくらもらえる?

- ア. 有期パート → 正社員 **50万円**
- イ. 有期パート → 無期パート **20万円**
- ウ. 無期パート → 正社員 **30万円**

- ※ 対象者がひとり親世帯の場合  
アは10万円加算、イとウは5万円加算
- ※ 派遣社員を正社員として雇用した場合  
10万円加算

### まず最初にすることは?

キャリアアップ助成金については、各種要件があります。まずは、詳細の要件に合致するかどうか、当社またはハローワークにて確認することから始めてください。

要件に合っていることが確認できましたら、下段の短時間正社員コースとも共通しますが、**「キャリアアップ計画」を作成し、労働局へ届出**をすることが最初のステップです。

### 法改正情報

派遣社員を正社員として直接雇用した場合の加算額は現行10万円ですが、30万円に拡充される案が出ています。(H27.3.24時点)

派遣社員の方を自社の正社員にしたいという会社は、ぜひ活用してください。

## 契約社員やパートをキャリアアップする企業へ助成

### キャリアアップ助成金(短時間正社員コース)

短時間正社員に転換、または新規雇用した会社に助成。

### どんな助成金?

パートを短時間正社員に転換したときにももらえる助成金です。また、**新たに短時間正社員**として雇い入れた場合も対象となります。

短時間正社員は、給与・賞与などの算定方法が、**正社員と同等である**ことが条件とされています。

### いくらもらえる?

- ア. パート → 短時間正社員 **30万円**
- イ. 正社員 → 短時間正社員 **20万円**
- ウ. 短時間正社員の新規雇入れ **20万円**

- ※ 対象者がひとり親世帯の場合、10万円加算  
なお、法改正も予定されています。  
今後の動向に注目の助成金です。

**5/15(金)11:00-12:00 「助成金対策セミナー」を開催します!**  
助成金について、**もっと詳しく知りたい方**は是非、ご参加ください。

シリーズ  
連載成長と生存のための経営セミナー  
第4期徳島元気塾

毎月第2金曜日開催中

今期で第4期を迎えた経営の原理原則をお伝えする経営セミナー「徳島元気塾」徳島で100社を超える企業が学んできたこのセミナー内容の概略をレポートします！

今月のテーマ

## ビジネスの前提 = 『For the Customer』

徳島元気塾  
REPORT  
参加者100名  
超の人気セミナー  
「徳島元気塾」  
の様子をお届け  
します！

## 「For the Customer」とは

「For the Customer」とは、その名のとおりに、「お客さまのために」「顧客のために」という意味です。

多くの経営者の方が、この言葉を意識して会社経営をされていると思います。

しかし、これだけ社会やお客さまの暮らしが変化しているのに、自社が扱っている商品・サービスは、10年前と同じということはないですか？

考え方や心構えが「For the Customer」でも、自社の商品・サービスが、実際に、それを実現していなければ、本当の「For the Customer」ではないですね。

## 「For the Customer」の本質

お客さまは、なぜ、我社の商品・サービスを買ってくれるのでしょうか？

お客さまは、ただ単純に、商品やサービスを欲しくて買っている訳ではありません。

自分の特定のライフスタイルを満足させるために、「もの」「こと(情報含む)」を買いに来るのです。

ですから、「For the Customer」の実現とは、例えば、「見積無料」や「配達無料」などの副次的なサービスや接客などのエチケット的なサービスを指すものではありません。

我社が扱う「商品」で実現することが、本命策です。

株式会社マネジメント・スタッフ

## ■ 実現のために「立場」を変えよう

中小企業の最大の欠点は、お客さまの求めている商品問題を抜きにして、今、我社が扱っている商品をどう売らなければならない事です。

「For the Customer」の実現には、生産や販売に関する基本的な姿勢を

「作る立場」  
「売る立場」

「使う(食べる)立場」  
「買う立場」

上記のように変更することが必要です。

「使う立場」「買う立場」に立って、我社の①価格 ②品質 ③提供方法 ④アソートメントとコーディネート ⑤コンビニエンス ⑥販売方法を見直していく必要があります。

そして、最重要事項は、以下のように我社の立場を変えることにあります。

「どう売るか？」

「何を売るか？」

これまでも何度も申し上げていることですが、「欲しいものを欲しい価格で」提供することが一番大事なことです。

客が欲しがってもいない商品の売り方を学び、研究する前に、**客の求めている商品を生産し、扱うべき**です。

## ■ 「For the Customer」実現の手順

「For the Customer」の実現手順は、まず、「**お客さまの困ったことを解決する**」ことです。

ここで、注意していただきたいのは、いきなり、お客さまの満足度を満たすことを目標にしては、いけないということです。

残念ながら、中小企業の実力では、お客さまの満足度を満たすことはできません。

ですから、実現するために、

- ①お客さまの困っていることをピックアップ
- ②より重要な順に
- ③1個ずつ
- ④確実に解決

していきましょう。

また、業界で一番の会社が、どのような取り組みをしているのか、観察してみるのも、よい方法です。

株式会社マネジメント・スタッフ

徳島元気塾講師

## 井崎 貴富 PROFILE



◆1972年 三菱系商社に入社。5年後同社退職。大分県へUターン。

◆多くのチェーンストア、経営者に影響を与えた、日本リテイリングセンター渥美俊一氏の率いるベガスクラブにて、10年間にわたって各種セミナーを受講し、徹底的に経営の原理原則を学び続ける。その間、経営に携わった地元企業で業態転換を推進し、約8年間で100倍の規模へ導く。10年後、同社退職。(現在、当該企業は380億円に成長中)

◆1986年 中小企業の経営コンサルティング活動を開始。同時に、再開発コーディネーターとして国・県の都市開発に従事。

◆その後、中京、東京を中心に、アメリカ、アルゼンチン、その他多くのコンサルティング活動に従事。

◆2001年 地方中小企業の成長推進のための経営セミナー(『元気塾』および『革真塾』)を開始。

## 第4期徳島元気塾 SCHEDULE

- 5/15 立地(販売エリア)の選定とその原則
- 6/12 営業政策並びに「営業」「広告」「告知」の原則
- 7/10 「組織」とは・・・組織作りの手順と社内体制の作り方
- 9/11 「採用」「教育、訓練」そして「評価」と「給与」体系の作り方
- 10/9 資金づくりの「原則」と「財務活動」の手順

※各日とも18:00-20:45

# 5月開催セミナー

徳島  
元気塾

5/15 (金) 18:00~20:45 『第4期徳島元気塾』本講座  
「立地（販売エリア）の選定とその原則」

企業の成長と生存のための  
経営セミナー

経営本来の原点に戻り、あらゆる角度から  
経営の「原理原則」を解説します。

＜今後のスケジュール＞

- ◇ 6/12 (金) 営業政策並びに「営業」「広告」「告知」の原則
  - ◇ 7/10 (金) 「組織」とは…組織作りの手順と社内体制のつくり方
  - ◇ 9/11 (金) 「採用」「教育、訓練」そして「評価」と「給与」体系のつくり方
- \* 日程等は変更になる場合があります。

人事  
労務

5/15 (金) 11:00~12:00 「助成金対策セミナー」

助成金をもっと活用を！

返さなくてよいお金が助成金です。どんな  
時に使えるのか、手続きの方法を完全網羅  
して、助成金をもっと活用しましょう。

＜今後のスケジュール＞

- ◇ 6/19 (金) 新設法人のための労務管理セミナー
  - ◇ 8/14 (金) トラブルを未然に防ぐ就業規則セミナー
- \* 日程等は変更になる場合があります。

交流

5/28 (木) 19:00~21:00 「経営研究会」

業種を超えた交流

経営者の皆さまにご参加いただいて業種の  
壁を超えて交流、意見交換を行います。

＜今後のスケジュール＞

- ◇ 6/25 (木)
  - ◇ 7/23 (木)
  - ◇ 8/27 (木)
- \* 日程等は変更になる場合があります。

無料

人事労務相談会

就業規則のご相談や、社会保険に関する  
ことなど、人事労務に関するご相談に、  
社会保険労務士が広くお答えします。

- 開催日時：毎月第1・3金曜日
- 備考：事前にご予約ください。

無料

年金相談会

年金裁定請求書の書き方、障害年金の請求手  
続きの方法や、年金額のシミュレーションな  
ど、年金給付に関するあらゆる疑問に社会保  
険労務士がお答えします。

- 開催日時：毎月第2・4金曜日
- 備考：事前にご予約ください。

FAX(088-632-6543)/メール(ms@m-staff.com)にてお申込みください

参加セミナー等 番号	セミナー番号①	5/15 「第4期 徳島元気塾」
	セミナー番号②	5/15 「助成金対策セミナー」
	セミナー番号③	5/28 「経営研究会」
	無料相談会④	無料 「人事労務相談会」 / 「年金相談会」
貴社名	御役職 御芳名	(相談会のお申込みをされるお客さまは、ご希望の日時・時 間をご記入ください。)
TEL	相談会 希望日時	
FAX		
所在地	(当社のお客さまは、ご記入不要です)	